

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第9条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第9条第5項又は第9条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第9条第1項中「受給期間延長申請書に受給資格証又は退職票」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類および受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条および第9条の4において同じ。）」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、同条第2項中「申出は、」の次に「当該申出に係る者が」を加え、同条第6項中「、前項」を「第6項の場合について、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項に規定する申出および第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その旨」を「、その旨」に、「必要事項を記載し」を「必要な事項を記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に

次の1項を加える。

7 第1項に規定する申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。

第9条第4項中「受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければ」を「受給期間延長等通知書を交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項に規定する申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第9条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第9条の次に次の3条を加える。

（条例第10条第4項に規定する規則で定める事業）

第9条の2 条例第10条第4項に規定する規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

（条例第10条第4項に規定する規則で定める職員）

第9条の3 条例第10条第4項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する

事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) 前号に掲げるもののほか、事業を開始した職員に準ずるものとして
任命権者が認めた職員

(支給期間の特例の申出)

第9条の4 条例第10条第4項の規定により、同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が行う申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他当該退職の日後に当該事業を開始した職員又は同条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類および受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

2 前項に規定する申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項において準用する第9条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交

付を受けた受給期間延長等通知書および受給資格証

- 5 第9条第1項ただし書の規定は第1項および前項の場合について、同条第3項および第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について、同条第7項の規定は特例申出および第2項ただし書の場合における特例申出ならびに前項の場合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。